

「田園調布学園中等部高等部 いじめ防止基本方針」

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの防止などのための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であり、学校・家庭・その他の関係者などの連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行なわなければならない。

本校は上記理念にのっとり、生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

本基本的方針は生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校・家庭その他の関係者などが連携し、いじめの問題克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめ防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

学校の基本方針は、下記の事項について定める。

基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、他の生徒が行なう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめ対策委員会の設置

(趣旨)

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行なうため、いじめ対策委員会を設置する。

(構成)

校長、教頭、副教頭、生徒指導部長、生活指導係主任、養護教諭
カウンセラー

(設置期間)

委員会は常設の機関とする

(所掌事項)

委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

- ・いじめの防止等に関する取り組みの実施や具体的な年間計画の作成に関すること。
- ・いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。
- ・その他、いじめの防止等に関すること。

(3) いじめの防止

①いじめ防止等への啓発活動

生徒・保護者及び教職員に対して、インターネットを通じて行なわれるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行なう。(講演会、研修会への参加など)

②道徳教育及び体験活動の充実

生徒に対して、いじめ防止等のために、生徒の道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

③教職員に対して、いじめ防止等のために、研修等により資質向上を図る。

(4) いじめの早期発見

①生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。

生徒・保護者→担任・養護教諭・カウンセラー→学年主任→生活指導係主任・生徒指導部長→管理職

②定期的な調査その他の必要な措置

- ・「取り組み評価アンケート」の実施

6月・11月をめどに年2回実施し早期発見に努める。その集計をして、7月・12月に委員会を開催する。(委員会の開催は2回を含め適宜)

③いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

生徒・保護者及び教職員等から、生徒がいじめを受けていると思われる通報を受けた場合等、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、委員会を中心として、速やかに事実の有無の確認を行なう。

(5) いじめへの対処

①事実の有無の確認を行なうための措置等

- ・情報の入手・・・保護者・生徒・周囲の生徒、教職員、カウンセラー
必要に応じて聞き取り調査等により事実の確認を行なうための措置を行なう。
- ・いじめの調査・・・担任、学年主任、生活指導係主任

②いじめがあったことが確認された事案への措置

*いじめを受けた生徒等への対応

- ・いじめを受けた生徒又は保護者に対する支援を行なう。
- ・必要に応じて、いじめを受けた生徒又はいじめを行なった生徒に対して、教室以外の場所において学習を行なわせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。

*いじめを行った生徒等への対応

- ・いじめを行った生徒に対する指導又は保護者に対する指導・助言を行う。

*保護者間での情報共有

- ・いじめを受けた生徒といじめを行った生徒の保護者との間でいじめの事案に係る情報を共有するための措置を講じる。

*警察等の司法機関との連携

- ・いじめが犯罪行為と取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。

③いじめ対策委員会へ報告

*重大事態か否かの判断

(重大事態でない場合)

委員会と学年・生活指導係が連携し生徒・保護者の支援をする。

- ・いじめられた生徒・保護者への支援
- ・いじめを行った生徒への指導、保護者への助言

- ・必要に応じて個別指導
- ・保護者間での争いを避けるための情報の共有
- ・法人へ報告

(重大事態の場合)

重大事態調査委員会を設置する。

委員会と学年・生活指導係が連携し生徒・保護者の支援をする。

- ・いじめられた生徒・保護者への支援
- ・いじめを行った生徒への指導、保護者への助言
- ・必要に応じて個別指導
- ・保護者間での争いを避けるための情報の共有
- ・いじめが犯罪行為と認められるときは、警察と連携する。
- ・法人に報告
- ・私学部に報告

④重大事態への対処

重大事態調査委員会の設置

(趣旨)

法に規定される重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、重大事態調査委員会を設置する。

(構成)

校長、教頭、副教頭、生徒指導部長、生活指導係主任、養護教諭
カウンセラー、学年主任、担任、弁護士

(設置期間)

調査委員会は、重大事態の発生ごとに設置する。

[重大事態とは]

- ・いじめに生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法28条)
- ・いじめにより生徒が相当の期間(目安30日)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法28条)
- ・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

⑤基本方針の評価

委員会を中心として、全教職員により検証を行い、必要に応じて見直しを図る。